

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市につさい花みず木六丁目五 番一五地先から同市大字善能寺字 萬海二五三番四地先まで		区 間
一七・〇四 四八・六〇	一七・〇四 三七・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三六・〇〇		延長 (メートル)
道路改良事業による		備 考